

議員政治倫理調査特別委員会審査報告書

本委員会は、令和7年5月29日に付託された墨田区議会議員の政治倫理に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定による調査請求に係る事案の審査を終了したので、下記のとおり報告する。

令和7年9月25日

議員政治倫理調査特別委員長

とも宣子

墨田区議会議長

佐藤 篤 様

記

1 調査請求内容

（1）調査請求の対象となる議員の氏名

たきざわ 正宜議員

（2）遵守義務違反行為の内容

しもむら 緑議員に対するセクシュアルハラスメント行為

（3）違反の根拠となる法令又は条例名及び条項

条例第5条第1項第4号

2 審査結果

条例第5条第1項第1号及び第4号に規定する政治倫理規準に違反する行為があったと判断し、被請求議員に対する措置は、条例第11条第4項第3号「一定期間の出席停止勧告」の規定により、5日間の出席停止勧告を講ずべきものと決定した。

3 調査経過

（1）本委員会の設置

本委員会は、令和7年5月22日に条例第9条第1項に規定する調査請求書が議長あてに提出されたことを受け、同月29日に開かれた令和7年度墨田区議会定例

会招集議会において、条例第10条の規定により、設置された。

(2) 委員

委員長	とも宣子	
副委員長	しみず良平	
委員	堀よしあき	中村あきひろ
	坂井ユカコ	山下ひろみ
	はねだ福代	加納進

(3) 調査活動の総括

本委員会は、令和7年5月29日の設置以降、付託された調査請求に係る事案について、審査を行ってきたところである。

令和4年4月1日に条例が施行されて以降、本委員会が初めて設置されたこと、及び調査請求内容が議員間のセクシュアルハラスメント行為であったこと等から、この間、双方のプライバシーに配慮し、全7回のうち6回の会議を秘密会として慎重に審査を行った。審査に当たっては、セクシュアルハラスメント行為を受けたとされるしもむら議員への意見聴取、被請求議員であるたきざわ議員の弁明及び意見聴取、参考人（公正中立な人選の観点から、墨田区議会から東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の3弁護士会に依頼し、推薦された弁護士）への意見聴取、委員間討議等を実施した。

審査結果としては、令和6年5月23日から令和7年5月22日までの間にたきざわ議員からしもむら議員に対して議会内での身体的接触を求める言動や議会外での服装に関する発言が複数回あり、それらの行為が条例第5条第1項第1号及び第4号に規定する政治倫理規準に違反する行為に当たると判断した。

また、参考人の弁護士の見解によれば、本件のようなセクシュアルハラスメント行為については、個々の事象を全く別個の行為と捉えるのではなく、継続した一連の行為として捉える考え方もあり、訴訟上もそのように取り扱われる場合があるとのことであった。そのような考え方に立った場合、本件では、条例第9条第5項に規定する調査請求期間（1年）外においても、本件と一連の行為と考えられる議会外での身体的接触を伴う複数回のセクシュアルハラスメント行為があったことが推認される。

たきざわ議員に対する措置を判断するに当たり、様々な要素を多角的に検討した結果、複数回にわたる遵守義務違反行為があったこと、参考人の弁護士の見解、他の自治体における類似事例、区議会議員としての職責の重さ、しもむら議員が受け

た精神的及び身体的な苦痛、そして、議会は人を裁くところではなく法的判断については司法の場に委ねられるべきであること等を総合的に勘案して、議会活動を制限するという重い措置として、5日間の出席停止勧告を講ずることが妥当であるとの結論に至った。

(参考) 審査経過

回数	開会日	調査事項	備考
第1回	令和7年 5月29日	1 正副委員長の互選	
第2回	5月29日	1 当該調査請求に係る遵守義務違反行為に関する資料の取扱い 2 次回の委員会の協議事項及び開会日時	
第3回	6月11日	1 墨田区議会議員の政治倫理に関する条例第11条第3項の規定による弁明 2 次回の委員会の協議事項 3 次回の委員会の開会日時	
第4回	7月30日	1 関係者への意見聴取 2 次回の委員会の開会日時	関係者： しもむら議員、 たきざわ議員、 その他関係者
第5回	8月21日	1 参考人への意見聴取 2 次回の委員会の開会日時	参考人： 弁護士（※）・ 早田由布子氏
第6回	9月3日	1 委員間討議	
第7回	9月25日	1 意見開陳及び採決 2 秘密の範囲 3 委員会審査報告書	

※ 公正中立な人選の観点から、墨田区議会から東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の3弁護士会に依頼し、推薦された弁護士